

さいたま市告示第580号

さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱を廃止する告示を
次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱を廃止する告示

さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱（平成27年さいたま市告示第430号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による廃止前のさいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金については、同告示第7条から第9条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。